

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

条 例

- 福島県税条例の一部を改正する条例 三
- 福島県特別措置条例の一部を改正する条例 三
- 福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 三
- 特別職の職員に関する条例の一部を改正する条例 三
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 三
- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 三
- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 三
- 福島県議会議員及び福島県知事に関する選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例 五
- 福島県総合社会福祉施設太陽の国条例の一部を改正する条例 五
- 民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例 五
- 福島県児童福祉施設条例の一部を改正する条例 六
- 福島県都市公園条例の一部を改正する条例 六
- 福島県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例 七

条 例

福島県税条例の一部を改正する条例、福島県特別措置条例の一部を改正する条例、福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、福島県議会議員及び福島県知事に関する選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例、福島県総合社会福祉施設太陽の国条例の一部を改正する条例、民生委員の定数を定める条例の一

部を改正する条例、福島県児童福祉施設条例の一部を改正する条例、福島県都市公園条例の一部を改正する条例及び福島県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県条例第五十二号

福島県税条例の一部を改正する条例

福島県条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第五項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第二十五条中「扶養控除額」の下に、「特定親族特別控除額」を加える。

第三十一条の三第一項ただし書中「若しくは法第三十四条第四項」を「法第三十四条第四項」に改め、「扶養控除額」の下に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第三十一条の五第一項中「者に限る。」の下に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）」を加える。

第三十八条の二第二項中「第三条の三の三第一項」を「第三条の三の二第一項」に改める。

第六十四条第一項第二号ア(1)中「第九条の二第十八項」を「第九条の二第十七項」に、「第九条の二第十九項」を「第九条の二第十八項」に改め、同項第三号ア(1)中「第九条の二第二十二項」を「第九条の二第二十一項」に、「第九条の二第二十三項」を「第九条の二第二十二項」に改め、同項第三号キ(2)中「令和七年度基準エネルギー消費効率」を「基準エネルギー消費効率であつて令和七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和七年度基準エネルギー消費効率」という。）」に改め、同条第四項表以外の部分中「令和七年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「令和七年度基準エネルギー消費効率及び令和七年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第五項表以外の部分中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの」に改める。

附則第四条の五第一項表以外の部分中「第十一条の七第三項」を「第十一条の六第三項」に、「第十一条の七第一項」を「第十一条の六第一項」に改め、同項の表中「第十二項」を「第十一条の六第二項」に改め、同条第二項中「第十一条の七第二項」を「第十一条の六第四項」に改め、同項の表中「第十一条の七第四項」を「第十二項」に改め、同条第四項中「第十一条の七第五項」を「第十二項」に改める。

附則第七条の四の四第一項中「第四百四十五条の五」を「第四百四十五条の十三」に改め

る。
附則第九条第七項第二号中「第三条の二の十五第二項」を「第三条の二の十八第二項」に改める。

附則第十条の二から第十条の二の七までを次のように改める。
（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第十条の二 令和八年四月一日以後に第四十一条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ（第四十一条第一号オに掲げる加熱式たばこをいい、第四十一条の二の三の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第四十一条の三第一項の製造たばこの本数は、同条第三項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第四十一条第一号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数によるものとする。

一 葉たばこ（たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第四条の二に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（施行規則附則第四条の三に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項において同じ。）の〇・三五グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が〇・三五グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の〇・ニグラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個あたりの重量が四グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの二十本に換算する方法

2 前項第二号に掲げる加熱式たばこ（第四十一条の二の三の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、施行令附則第十条に規定するものについては、同項第二号ただし書の規定は、適用しない。

第十条の二の二から第十条の二の七まで 削除

附則第十条の二の九第一項第二号中「法第四百四十四条の三第五項に規定するオーストラリア軍隊（第六項において「オーストラリア軍隊」という。）を「締約国軍隊（円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に関する事項について定めるもののうち施行令附則第十条の二の第二項に規定するものをいう。）に基づいて、我が国の同意を得て、我が国及び当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して国内（この法律の施行地をいう。）に所在する当該締約国の軍隊をいう。第六項において同じ）」に改め、同条第六項中「オーストラリア軍隊」を「締約国軍隊」に改める。

附則第十条の三の五第四項中「第四条の十一第十四項」を「第四条の十一第十一項」

に、「第四条の十一第十五項」を「第四条の十一第十二項」に、「（施行規則に規定する）」を「（施行規則附則第四条の十一第九項に規定する）」に、「（施行規則に規定するもの）」を「（施行規則附則第四条の十一第八項に規定するもの）」に、「（第四条の十一第十三項）」を「（第四条の十一第十項）」に改め、同条第五項中「第四条の十一第十九項」を「（第四条の十一第十三項）」に改める。

附則第十条の四第二項第二号中「第五条の二第七項」を「第五条の二第二項」に改め、同項第四号中「第五条の二第八項」を「第五条の二第三項」に改め、同項第五号中「第五条の二第九項」を「第五条の二第四項」に改め、同項第六号中「第五条の二第十項」を「第五条の二第五項」に改め、同条第三項第一号中「第五条の二第十一項」を「第五条の二第六項」に改め、同項第二号中「第五条の二第十二項」を「第五条の二第七項」に改め、同項第三号中「第五条の二第十三項」を「第五条の二第八項」に改める。

附則第二十条の二の三第三項中「第三十五条の三の三第四項」を「第三十五条の三の四第四項」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条、第三十一条の三第一項及び第三十一条の五第一項の改正規定並びに附則第四条の五の改正規定並びに次条の規定 令和八年一月一日

二 附則第七条の四の四の改正規定及び附則第十条の二から第十条の二の七までを次のように改める改正規定並びに附則第三条の規定 令和八年四月一日

三 附則第十条の二の九第一項第二号及び第六項の改正規定並びに附則第四条の規定 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

四 第二十三条第五項の改正規定 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の施行の日

（県民税に関する経過措置）

第二条 改正後の福島県税条例（以下「新条例」という。）第二十五条及び第三十一条の三第一項の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 令和八年度分の個人の県民税に係る申告書の提出に係る新条例第三十一条の三第一項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第三十一条の五第一項の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「一号施行日」という。）以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）

について提出する新条例第三十一条の五第一項の規定による申告書について適用し、一号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の福島県税条例第三十一条の五第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

第三条 次項に定めるものを除き、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第十条の二第一項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係るたばこ税については、なお従前の例による。

2 令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に、福島県税条例第四十一条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第四十一条の三第一項の製造たばこの本数は、同条第三項及び新条例附則第十条の二の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

一 福島県税条例第四十一条の三第三項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第十条の二第一項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

二 新条例附則第十条の二の規定により換算した紙巻たばこの本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

（軽油引取税に関する経過措置）

第四条 新条例附則第十条の二の九第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「三号施行日」という。）以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、三号施行日以前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（税 務 課）

福島県条例第五十三号

福島県税特別措置条例の一部を改正する条例

福島県税特別措置条例（昭和三十八年福島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第六条の二中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第六条の四第一項中「第四十条の三第十四項」を「第四十条の三第十五項」に改め、同条第二項中「第四十条の三第十五項」を「第四十条の三第十六項」に改め、同条第三項中「第四十条の三第十六項」を「第四十条の三第十七項」に改める。

第九条の六各号列記以外の部分中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「を構成する減価償却資産のうち」に同条第二項に規定する対象設備（以下この条において単に「対象設備」という。）を含むもの（第一号において「特定設備」を「（以下この条において「対象設備」に改め、同条第一号中「特定設備」を「対象設備」に、「所得金額」を「所得」に改める。）、第十号中「第九条、」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県税特別措置条例第六条の二及び第九条の六の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（税 務 課）

福島県条例第五十四号

福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例（平成二十四年福島県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和七年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（税 務 課）

福島県条例第五十五号

特別職の職員に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員に関する条例（昭和二十七年福島県条例第一百号）の一部を次のように改正する。

別表第三選挙長の項及び選挙分会長の項中「一〇、八〇〇円」を「二二、二〇〇円」に、同表選挙立会人の項中「一八、九〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に、同表審査分会長の項中「一〇、八〇〇円」を「二二、二〇〇円」に、同表審査分会立会人の項中「一八、九〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和七年六月四日から適用する。

2 改正前の特別職の職員に関する条例の規定に基づいて令和七年六月四日以降この条例の施行の日の前日までの間に特別職の職員に関する条例第一条第十三号の二に規定する選挙長等に支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

（人 事 課）

福島県条例第五十六号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年福島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く。」の下に「次条において同じ。」を加える。
第二十四条の見出し中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条第一項を次のように改める。

育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）の承認は、三十分を単位として行うものとする。

第二十四条第二項及び同条第三項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（第二号部分休業の承認）

第二十四条之二 育児休業法第十九条第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

第二十四条之三 育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

（育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第二十四条之四 育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分

二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

（育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情）

第二十四条之五 育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（次条において「第三項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第二十五条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第二十五条 育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条

例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第二十四条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。

（人 事 課）

福島県条例第五十七号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第八条の四第二項中「第十七条の二第二項」を「第十七条の三第一項」に改める。
第十七条の三を第十七条の四とし、第十七条の二中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第十七条の三とする。

第十七条の次に次の一条を加える。
（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第十七条之二 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年福島県条例第一号）第二十六条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時間立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 出生時間立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 職員の育児休業等に関する条例第二十六条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期間両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 育児期間両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十七条の二第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

（人事課）

福島県条例第五十八号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十三年福島県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

- 第二十条第一項第二号中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）」に、「要保護女子」を「困難な問題を抱える女性」に改め、同項第三号中「要保護女子」を「困難な問題を抱える女性」に改める。

- 第三十条第一項第一号中「総合療育センター又は」を「保健福祉部健康衛生総室に勤務する職員のうちへき地診療所等への診療支援の業務に従事する駐在員又は総合療育センター若しくは」に改め、同条第二項中「五万円」を「十三万三千元」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例（第三十条第一項第一号及び同条第二項の改正規定に限る。）による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

(病院等特殊業務手当の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された病院等特殊業務手当は、改正後の条例の規定による病院等特殊業務手当の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 3 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（人事課）

福島県条例第五十九号

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

- 福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成六年福島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

- 第一条中「第四百四十三条第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（福島県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号」を「第四百四十三条第一項第五号」に改める。
- 第六条第一号中「七円七十三銭」を「八円三十八銭」に改め、同条第二号中「五円十八銭」を「五円六十二銭」に、「二十八万五千五百円」を「四十二万九千円」に改める。
- 第九条第一号中「五百四十一円三十一銭」を「五百八十六円八十八銭」に改め、同条第二号中「二十八円三十五銭」を「三十円七十三銭」に、「五十八万六千九百五十円」を「六十万九千六百九十円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、令和八年一月一日から施行する。

- 2 改正後の福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（市町村行政課）

福島県条例第六十号

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例の一部を改正する条例

- 福島県総合社会福祉施設太陽の国条例（昭和五十四年福島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

- 第一条第二項中「、共通施設」を削る。

- 第三条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

- 第六条第一項第四号を削る。

- 第八条及び第九条を次のように改める。

第八条及び第九条 削除

- 第十条の見出しを「（手数料）」に改め、同条第一項中「交流センターを使用しようとする者は使用料を、」を削り、同条第二項中「使用料及び」及び「交流センターにあつては別表第一に定める額とし、」を削る。

- 第十一条の見出し中「使用料等」を「手数料」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とする。

- 第十二条の見出し中「使用料等」を「手数料」に改め、同条中「交流センターの使用料及び」を削る。

- 第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十四条中「交流センター及び」を削る。

別表第一を次のように改める。

別表第一 削除

附 則

- この条例は、令和八年四月一日から施行する。
- この条例の施行前に改正前の福島県総合社会福祉施設太陽の国条例（以下「改正前の条例」という。）第八条の規定により利用の許可を受けた者に係る改正前の条例第十一条ただし書に規定する使用料の納入方法及び第十三条ただし書に規定する使用料の返還については、なお従前の例による。
- この条例の施行前に行われた行為に対する改正前の条例第十四条に規定する損害賠償及び原状回復義務については、なお従前の例による。

（保健福祉総務課）

福島県条例第六十一号

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

民生委員の定数を定める条例（平成二十六年福島県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

本則の表会津若松市の項中「二七九人」を「二八一一人」に改め、同表須賀川市の項中「一六〇人」を「一六二人」に改め、同表喜多方市の項中「一七四人」を「一七五人」に改め、同表相馬市の項中「八六八人」を「八八八人」に改め、同表二本松市の項中「一四九人」を「一四八八人」に改め、同表南相馬市の項中「二七二人」を「二七四人」に改め、同表本宮市の項中「七二人」を「七四人」に改め、同表猪苗代町の項中「四九人」を「五一人」に改め、同表柳津町の項中「三二人」を「三二人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年十二月一日から施行する。

（社会福祉課）

福島県条例第六十二号

福島県児童福祉施設条例の一部を改正する条例

福島県児童福祉施設条例（昭和三十九年福島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一障害児入所施設の項中「四〇人」を「三〇人」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（児童家庭課）

福島県条例第六十三号

福島県都市公園条例の一部を改正する条例

福島県都市公園条例（昭和五十四年福島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「映画」を「動画」に改める。

第四条の二中「及び逢瀬公園」を「、逢瀬公園及び福島県復興祈念公園」に改める。別表第一に次のように加える。

福島県復興祈念公園

| | |
|-------|--------------|
| 多目的広場 | 管理棟（会議室に限る。） |
|-------|--------------|

別表第二の六に次のように加える。

ウ 福島県復興祈念公園

(1) 主要施設

| 施 設 | 区 分 | 単 位 | 金 額 |
|--------------|-------|-----|--------|
| | | | |
| 多目的広場 | 貸切り使用 | 一時間 | 一、九〇〇円 |
| | 貸切り使用 | 一時間 | 一、六〇〇円 |
| 管理棟（会議室に限る。） | 大会議室 | 一時間 | 一、二〇〇円 |
| | 小会議室 | 一時間 | 一、二〇〇円 |

備考 会議室を使用する場合において冷暖房を使用するときは、一時間につき三〇〇円の範囲内で規則で定める額の冷暖房料を加算する。

(2) 付属施設等

| 移動用機器 | 付 属 施 設 等 | |
|-------|-----------|------|
| | 単 位 | 金 額 |
| 移動用機器 | 一時間 | 七〇〇円 |

備考 「移動用機器」とは、園内の移動の用に供されることを目的とした、原動機として電動機を用いる小型の車であつて規則で定めるものをいう。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の福島県都市公園条例第四条の二の規定による指定管理者の指定の手続は、この条例の施行の日においても行うことができる。

（まちづくり推進課）

福島県条例第六十四号

福島県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

福島県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和四十年福島県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第四条に次のただし書を加える。

ただし、入学検定料について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者（知事が入学検定料の納付について指定した者に限る。）に納付を委託する場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（財 務 課）